平成２５年（フ）第２１２号
長野県松本市横田１丁目28番13号
債務者　丸山　　修
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
長野地方裁判所松本支部
平成２６年（フ）第１０号
長野県松本市南原２丁目18番20号　松本グリーンハイツ201号室
債務者　奥原　典子
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
長野地方裁判所松本支部
平成２６年（フ）第９号
長野県飯田市鼎中平2335番地２
債務者　松沢　美緒
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
長野地方裁判所飯田支部
平成２５年（フ）第１９００号
名古屋市天白区保呂町1220番地
債務者　折橋　絹子
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２６年（フ）第３１号
名古屋市東区百人町40番地の２　ＶＩＷＡビル401号、従前の住所京都市伏見区深草西川原町36番地１　コトーハイツ伏見稲荷Ａ棟111号
債務者　端田　咲子
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２６年（フ）第４５号
愛知県知多郡東浦町大字石浜字須賀35番地の２　コーポタケヤ201号
債務者　奥田　裕子
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２６年（フ）第１１２号
名古屋市守山区小幡３丁目18番９号　アンプルールブワシャトー203号
債務者　岡﨑　恵大
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２６年（フ）第１８号
三重県津市高茶屋６丁目12番５号　コーポＫ＆Ｓ203号
債務者　横貫　竜男
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
津地方裁判所破産係
平成２６年（フ）第３号
兵庫県芦屋市高浜町５番２―1823号
債務者　岡田　大樹
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２６年（フ）第６６号
兵庫県尼崎市塚口本町６丁目２番10号　サンコート塚口202号
債務者　石川　健一
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２６年（フ）第７８号
兵庫県尼崎市東園田町３丁目39番地の14　フォーブル東園田201号
債務者　辻　せき子
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２６年（フ）第１２号
鳥取県鳥取市立川町６丁目234番地　市住12―14号
債務者　森本ゆかり
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
鳥取地方裁判所民事部
平成２６年（フ）第２号
鳥取県米子市両三柳3275番地２　ファミールタカゴ202号、前住所鳥取県米子市米原３丁目10番17号　202号
債務者　渡邊百合子
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
鳥取地方裁判所米子支部
平成２６年（フ）第４号
広島県尾道市向島町7717番地３
債務者　唐田　宝作
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
広島地方裁判所尾道支部
平成２６年（フ）第４２号
大分市大手町１丁目１番10号　コーポ大手町301
債務者　後藤　三恵
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２６年（フ）第２３号
神戸市西区玉津町今津364番地の29　県住２―204号
債務者　上村エミ子
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係
平成２６年（フ）第４９号
千葉県柏市豊町１丁目５番１―205号
債務者　熊野　　悟
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

第明治三十五種郵便物認可